

託送料金認可取消請求事件 第8回口頭弁論 弁護士意見陳述

2022.8.3
原告訴訟代理人
弁護士 小島 延夫

1

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものであるから、一般送配電事業を営むために必要な費用であつて、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

2

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

電気事業法18条の条文の規定

- 1項 託送料金を公的に監督すること（認可制度）を規定。
 - 2項 認可された条件以外による、託送供給等を禁止する。
 - 3項 認可の際の基準を定める。
 - 4項から11項まで 例外を規定
 - 12項は、認可された約款の公表を規定
- ▶ 託送供給等約款の認可の基準は、法18条3項が規定
- 法18条1項は、認可申請の際の手続きを定める。

3

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とするところの、経済産業省令は、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、手続的事項を規定するもの。

電気事業法施行規則18条 託送供給等約款で定めるべき事項
規則19条1項1号 申請書に添付すべき書類

規則19条1項1号及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 申請書に添付すべき書類である計算書に記載する料金の算定方法及び記載事項

それぞれ規定

4

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

託送供給等約款の認可の基準は、法18条3項が規定。

規則及び算定規則が新たな基準を設定することはない。

規則にできるのは、法18条3項の範囲内で、基準を具体化すること

算定規則は、その名の通り、託送供給等約款料金を算定するための計算方法を示すものに過ぎない（算定規則3条1項）。

- ▶ 算定規則第3条 一般送配電事業者は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは、一年間を単位とした原価算定期間を定め、当該原価算定期間において一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。

5

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

法18条3項1号 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものでなければならない。

認可申請の内容をなす託送供給等約款において、法律の特段の定めなく、一般送配電事業を営むために必要な費用と「適正な利潤」以外のものを加えたものを託送供給等約款料金とした託送供給等約款を作成し、その約款の認可申請をしたとしても、その認可申請は、法18条3項1号に適合しないこととなり、認可の基準を満たさない。

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。

6

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

被告は、「文理解釈からいって、法18条1項が、供給条件をどのように定めるかを省令に授權する規定だ」と主張

法18条1項は、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定

この条文を素直に読めば、省令は、「託送供給等約款」をどのように定めるか、どのように申請を行うかを規定するもの。

7

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

一般に、法律の規定において、電気事業法の規定のように、まず、認可を受けるべきことを規定し、認可を受けない行為を禁止し（許可を受けるべきとする条項が禁止条項を兼ねる場合もある）、別項において認可の基準を定めるといったものは多い。

この場合、認可の基準は、基準を規定する条項において規定され、仮に、基準を下位法令に委任するのであれば、法律の、基準を規定する条項において規定する。

8

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

都市計画法29条の開発行為の許可

29条1項は、都市計画区域内などにおいて開発行為をしようとする者は、許可を受けべきと規定

92条3号において、許可なく開発行為をした者は、刑事処罰を受けることを規定

申請の手続きを同法30条1項において規定（「国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。」）

許可の基準は、同法33条1項において定められるが、基準をより強化する条例の制定ができることは同法33条3項・4項・5項において明文で規定

9

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

自然公園法20条の許可

3項において、特別地域内における環境大臣の許可を受けずに、所定の行為をすることを禁止

4項において、許可の基準を定めている。

自然公園法20条第4項は、「環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。」と規定し、許可の基準を法律において省令に委任している。

電気事業法18条3項においては、自然公園法20条4項や都市計画法33条3項・4項・5項のような、基準についての委任規定存在していない。

10

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

被告は、被告第6準備書面の15頁において、「法18条1項が認可の基準について省令に委任したものであるという主張はしていない。」とする。

この主張と、法18条1項は、供給条件を省令に委任するとの、被告の主張はどういう関係に立つのか。

11

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

法18条3項は、「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と規定 → 条文の文理上、効果裁量が否定されており、その規定の文言からすれば、法18条3項1号に規定する以外のものを料金とすることが認められる余地はない。

仮に、被告が主張する、法18条1項は、認可の基準について省令に委任していないが、供給条件を省令に委任するというものを整合的に理解するならば、

基準は、法18条3項によって定まり、法18条1項にいう経済産業省令は、基準から導かれる、具体的な内容を明示し、また、その算定方法を示しているだけということになる。

12

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

被告は、法18条3項1号にいう「適正な原価」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に限定されるとの、原告の解釈は、文理に反するとの主張をしているようである。

法18条3項1号は、電気事業法第二章第二節の中におかれ（電気事業法第二章第二節の表題は「一般送配電事業」である）、

法18条1項の「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」との規定を受けて、料金の基準を定めるもの。

一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給とは、一般送配電事業そのもの（法2条8号）¹³

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

以上からすれば、法18条3項1号にいう「適正な原価」とは、「一般送配電事業を営むために必要な費用」を意味する。

算定規則3条1項の「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、（中略）一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。」との規定は、その当然の解釈を改めて確認しているだけ。

以上は条文の解釈の当然の結果。

去18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか

被告は、算定規則3条1項という省令から法律の解釈をしているとして、原告の主張を論難

原告はそのような主張をしていないが、被告のこの主張は、国の対応として、禁反言の原則にも反するもの。

算定規則は、経済産業省が定めた省令 つまり、経済産業省が、「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、（中略）一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。」と規定

電気事業法の解釈上、法18条3項1号にいう「適正な原価」が「一般送配電事業を営むために必要な費用」を意味するとの当然の解釈を経済産業省もしていた。¹⁵

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものであるから、一般送配電事業を営むために必要な費用であつて、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・被告は、① 法は、何が「適正な原価」であるかの判断を経済産業大臣に委ねている、② 原価という概念が相対的な基準に過ぎないとして、何が適正な原価かの判断は、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられていると主張。
- ・ここで、被告が言っている裁量は、行政事件訴訟法30条にいう、その裁量の範囲を超え、逸脱濫用がない限り違法と判断することができないという意味での裁量
- ・法18条3項1号にいう「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、経済産業大臣の裁量に委ねられる＝裁判所の判断は原則として及ばないとすべきことか。

17

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・当該判断について「裁量」があるかどうかは、① それを規定する行政法規の条文の文言、② その規定に違反した場合に害されることとなる利益の内容・性質、③ その判断事項の性質によって定まる。
- ・文言 「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と規定 → 効果裁量なし。
- ・基準そのものの文言も、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」とされており、一般的抽象的な要件となっていない。

18

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・当該処分に関する利益の性質・内容
- ・送供給等約款料金が不適切に設定された場合には、地域独占によって、それ以外の方法で託送を受けることが認められていない小売電気事業者及び電気の需要者の利益が侵害される。
- ・電気は、生活必需品 その料金は、生活に直結し極めて重要
- ・小売電気事業者及び電気の需要者の利益である、電気供給を受ける権利自体は、法によって保護（電気事業法17条1項）
- 小売電気事業者及び電気の需要者の利益の保護の必要性は高い。
- ・一般送配電事業者以外の託送手段を選ぶことはできないから、厳格な管理規制の必要性も高い。

19

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・基準の内容
- ・法18条第3項に規定する基準は、明確な事実であり、裁判所の判断に馴染む。
- ・「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容が明確であり、専門的・技術的裁量が入り込む余地はない。
- ・算定規則3条1項も「適正な原価」を「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」と置き換えており、その概念・意義内容は、明確である。

20

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・被告は、「原価という概念が相対的な基準に過ぎない」と主張
- ・原価（事業を営むために必要な費用）は、事業の種類・事業規模などによって差異が生じるものであることは当然のことである。それが行政の裁量を根拠づけることにはならない。
- ・何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、所得税・法人税などの課税においてしばしば問題となることであるが、裁判所は、様々な事業について、その事業の特質に応じ、一つ一つの費用について適切に判断している。税務行政の裁量などは存在しない。それぞれの事業の特性からみて何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、裁判所が十分に判断できること。
- ・裁判所が完全に判断できることについて、一般送配電事業の場合だけ別とする理由も事情もない。

21

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

- ・電気事業法には、法18条3項1号にいう「適正な原価」の判断を経済産業大臣に委ねている条項や適正な原価の基準を経済産業省令に委任する規定はない。
 - ・仮にその旨を規定するならば、自然公園法20条第4項や都市計画法33条3項・4項・5項のような規定が必要であるが、法18条3項1号にはそのような規定はない。
 - ・法18条第3項が効果裁量を否定しているにも関わらず、要件該当性判断が緩やかに行われると、効果裁量を否定した法律の規定の意味が失われる。
- 電気事業法は、何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねていない。

22

法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任しているのか。

何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられているのか。

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものであるから、一般送配電事業を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

23

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものだから、一般送配電事業を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

- 「適正な原価」 = 「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは
- ・法18条3項1号は、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る料金」についての規定
 - ・一般送配電事業者とは、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（電気事業法2条8号）
- 「適正な原価」 = 「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは、一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用

24

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものだから、一般送配電事業を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

- ▶ 「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」＝「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」なのか。
- ▶ ポイント1 規則の規定の仕方（賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、どこに規定されているか）
- ▶ ポイント2 定義
- ▶ ポイント3 一般送配電事業が使用するか。
- ▶ ポイント4 誰が算定するのか。

25

ポイント1 規則の規定の仕方

- ▶ 規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を規定しない。
- ▶ 規則の「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設けた。
- ▶ その節で、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし（規則45条の21の3第1項及び規則45条の21の6第1項）、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない（規則45条の21の2第1項及び規則45条の21の5第1項）と定めた

26

ポイント2 定義

- ▶ 「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（規則45条の21の3第1項）
- ▶ 廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（規則45条の21の6第1項）
- ▶ 本来いずれも、原子力発電事業者が負担すべきもの
- ▶ 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業のための費用であり、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

27

ポイント3 一般送配電事業のためには使われず、全額原子力発電事業者に渡される。

- ▶ 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力発電事業者に渡される（規則45条の21の2第2項、規則45条の21の5第2項）。
- ▶ 「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないから、一般送配電事業のためには使われず、全額原子力発電事業者に渡される。

28

ポイント4 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者が算定

- ▶ 「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者が算定し、経済産業大臣の承認を受ける（本件施行規則45条の21の3第1項及び本件施行規則45条の21の6第1項）。
- ▶ 算定も、一般送配電事業者は関係せず、原子力発電事業者と経済産業大臣が決定する。

29

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものだから、一般送配電事業者を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

- ▶ 被告は、被告第6準備書面の16頁以下の「4」において、法18条3項1号の「適正な原価」に「公益的課題に要する費用」が含まれると主張
- ▶ 電気事業法2条8号、法18条3項1号からして、「適正な原価」＝「一般送配電事業者を営むために必要な費用」とは、一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用
- ▶ 「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」は「適正な原価」に含まれない。

30

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものだから、一般送配電事業者を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

- ▶ 被告は、被告第6準備書面の16頁以下の「4」において縷々主張しているが、そこでは、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が、「適正な原価」に含まれるとする電気事業法上の明文の規定は示されていない。
- ▶ 電気事業法には、「公益的課題に要する費用」が、「適正な原価」に含まれるとする電気事業法上の明文の規定は存在しない。
- ▶ 電気事業法には「公益的課題」という用語は使用されていない。

31

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものだから、一般送配電事業者を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に根拠があるのか。

- ▶ 託送供給等約款料金をどう定めるかということは、最終需要者及び小売電気事業者の権利に極めて重要な影響を及ぼす。
- ▶ 電気が国民生活上、不可欠な生活必需財
- ▶ 電気料金の約3割は、託送料金。
- その権利制限、義務を課する以上、法律上の明文の規定が必要
- ▶ それが存在しない、また、被告もその明文の規定を示していない以上、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」に含まれるとする法律上の根拠はない。

本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項、並びに、算定規則4条2項は、両者あいまって、接続供給の相手方（託送受給者）に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の支払い義務を負わせる。→法規命令→法律に根拠となる委任規定が必要

「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、法には何ら規定がなく、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すことを委任する規定も、法には、存在しない。

本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項は、憲法41条に違反し、違憲。

算定規則は、法18条3項の基準から導かれる、具体的な内容を明示し、また、その算定方法を示すもの → 算定規則4条2項は、電気事業法及び憲法41条に反し、違法違憲

33

法律に定めがないことについて、省令で規定し、その支払いの義務を課すということは、行政に与えられた権限を超えることである。

どうしても、公益上の必要から、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送料に上乗せして徴収したいというのであれば、それは国会で議論をし、法律改正をすべきことである。

その手続きを経ることなく、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を、原子力発電事業者に代わって、一般送配電事業者が小売電気事業者から徴収する仕組みを作ることは、民主主義国家である日本においては、認められない、違法・違憲なことである。

34

令和4年7月20日付第7準備書面について

- 「小売電気事業者は、電気事業につき契約を締結するについて電気事業法外の法律で何らかの特別な地位や権利等が保障されているものではない」
 - 電気事業法17条1項 「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（中略）を拒んではならない。」
 - 電気事業法18条1項 「一般送配電事業者は託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」
 - 電気事業法18条2項 「その認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行ってはならない。」
- 電気事業法は、小売電気事業者の託送供給を受ける権利、それら、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款により託送供給を受ける権利を規定。

35

令和4年7月20日付第7準備書面について

- 小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利を保障されている。
- 仮に、一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けることなく、託送供給等約款を変更しても、それによる小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。
- 一般送配電事業者が託送供給等約款を変更する場合、経済産業大臣の認可を受けてはじめて、それが、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約に法的効果を与える。
- 小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、「処分の法的効果」によるものではなく、「合意による効果」だとする、被告の主張は、基本的に誤っている。

36

令和4年7月20日付第7準備書面について

- 原告は、処分の名宛人以外ではあるものの、本件変更認可処分による効果として、その財産権が必然的に制限される地位に立たされる。
- 最高裁平成25年判決は、「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」と判示
- 原告は、本件変更認可処分により自己の権利を必然的に侵害されるおそれのある者として、本件変更認可処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、行政事件訴訟法9条2項を持ち出すまでもなく、原告には原告適格が認められる。

37

令和4年7月20日付第7準備書面について 電気事業法18条3項との関係

- 電力自由化のもと、離島供給などを除き、電気事業者の供給義務を定め、供給約款を認可にかからしめ、認可を受けた供給約款によらなければ供給してはならないとしているのは、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約のところだけ
- 一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約の関係について、電気事業法17条1項、18条1項、18条2項のような規定が存在するのは、電力自由化の前提として、小売電気事業者の契約相手への託送供給というどの小売電気事業者でもかかるコストを、平等で、かつ、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成しようとするもの
- 託送供給等約款料金は、需要家向け電気料金の約3～4割を占めており、託送供給等約款料金が下がっていかないと、電気の小売料金も下がらない。

38

令和4年7月20日付第7準備書面について 電気事業法18条3項との関係

- 被告も、電気事業法18条3項2号について、「同号の「電気の供給を受ける者」という文言は、託送供給等約款の適用を受ける小売電気事業者を想定している」「小売電気事業者が託送供給等を受けることが困難となるような不当に厳しい供給条件が設定されることにより、市場競争の基盤が損なわれたり、供給そのものに支障が生じるなどして、ひいては需要家において適正価格で安定的に電力供給を受けることが困難になるおそれがあることから、かかる規定が設けられたもの」
- 電気事業法18条3項3号について、「託送供給等約款において、託送供給の対価である料金の算出方法が一義的に、かつ、合理的に定められていなければ、小売電気事業者間の公平性が確保されず、市場における健全な競争環境が確保されないこととなる」

39

令和4年7月20日付第7準備書面について 電気事業法18条3項との関係

- 被告も、18条における託送供給等約款の認可制度を残したのは、電気の使用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益を保護するものとしたことを認めている。
 - 被告が電気事業法18条3項2号の趣旨として述べているところ、あるいは、電気事業法18条3項3号の趣旨として述べているところは、小売電気事業者の利益を保護するものではないという、被告の主張と矛盾
- 被告第7準備書面の「第2」の「2」から「3」までの主張に5理由がない。

40

令和4年7月20日付第7準備書面について 行政事件訴訟法10条1項との関係

- ・ 本件では、原告は、行政事件訴訟法9条1項によって、原告適格を認められるのであるから、すべての違法事由を主張でき、同法10条1項の適用は問題とならない。
 - ・ 仮に、9条2項によるとしても、電気事業法18条3項2号、3号と1号は、密接に関係しているので、「自己の法律上の利益に関係のない主張」とはならない。
- この点についての、被告の主張も失当